

船舶事故調査報告書

令和4年2月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年4月9日 07時00分ごろ～14時50分ごろの間）（推定死亡時刻：9日11時00分ごろ）
発生場所	青森県大間町大間港西方沖 大間港根田内西防波堤灯台から真方位250° 300m付近 （概位 北緯41° 31.7′ 東経140° 53.7′）
事故の概要	漁船第三八代丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和3年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三八代丸、4.9トン AM3-36487（漁船登録番号）、個人所有 11.90m (Lr) × 2.96m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、366.00kW、平成6年5月23日 第212-6482号（船舶検査済票の番号） （写真1、写真2参照）



写真1 外観（左舷船首方）



写真2 外観（左舷船尾方）

乗組員等に関する情報	<p>船長 61歳</p> <p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>免許登録日 昭和57年6月24日</p> <p>免許証交付日 令和元年8月13日</p> <p>(令和7年4月4日まで有効)</p>
死傷者等	死亡 1人(船長)
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 曇り～雨～みぞれ～雨、風向 西南西～西、</p> <p>風力 2～5</p> <p>海象：波向 西北西、波高 約2m、水温 約5℃</p> <p>大間町には、本事故当時、雷注意報が発令されていた。</p>
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、うにかご漁に使用する餌となる海藻を採集する目的で、令和3年4月9日07時00分ごろ大間港を出港した。</p> <p>本船の行う餌の採集は、鉤爪のついたロープでうにの餌となる海藻を引っ掛け、中央甲板左舷側にあるローラーで巻き上げるものであった。</p> <p>僚船船長は、ふだん、船長が漁を終えると地域の集会所に立ち寄っていたものの、午後になっても船長が姿を現さないので不審に思い、14時00分ごろ所属する漁業協同組合の職員に船長の姿が見えない旨を連絡した。</p> <p>本船は、大間港西方沖において、14時50分ごろ、鉤爪のついたロープを海中に入れた状態で無人で左に旋回しているところを、漁業協同組合の監視船により発見された。</p> <p>漁業協同組合の職員は、15時00分ごろ監視船から船長が行方不明である旨の連絡を受け、組合員に捜索を要請し、15時04分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、僚船、巡視船、固定翼機及び回転翼機によって捜索されたものの発見されず、翌10日に本船が旋回していた場所付近の海底でダイバーによって長靴が発見されたが、行方不明となった。</p> <p>本船は、監視船によってえい航されて大間港に入港した。</p> <p>船長は、14日07時00分ごろ、大間港南方の砂浜付近で通行者によって発見され、通報を受けた警察及び消防署によって揚収されたものの、その場で死亡が確認され、のちに推定死亡時刻が9日11時00分ごろで、溺水による窒息死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、例年、3月から6月までの間うにかご漁を行い、7月から12月までの間いか釣り漁を行っていた。</p> <p>漁業協同組合の職員によれば、本事故当日、船長の健康状態は良好そうに見えた。</p>

	船長は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長は、溺水により窒息死した。 船長は、07時00分ごろ大間港を出港し、14時50分ごろ大間港西方沖で本船が無人の状態で見られたことから、この間において、落水したものと考えられる。 本船は、鉤爪のついたロープを海中に入れた状態で左に旋回しているところを見られたことから、漁に使用する餌の採集中に船長が落水して溺水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、大間港西方沖において、漁に使用する餌の採集中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の操縦者は、暴露甲板にあるときには、救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶の操縦者は、乗船中、防水パックに入れた携帯電話又は防水型の携帯電話を身に付けておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

